平成２１年（フ）第８２号
岡山県勝田郡奈義町滝本1260番地
債務者　有宗　裕晃
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８３号
岡山県津山市押入140番地
債務者　中釜三加枝
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２８３号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3458番地の１
債務者　藤井　　巧
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3458番地の１
債務者　藤井　　愛
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
静岡県浜松市中区寺島町364番地
債務者　遠山　知香
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
静岡県浜松市南区新橋町1767番地　ロイヤルハウスＡ102号
債務者　鈴木日出夫
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
静岡県浜松市南区新橋町1767番地　ロイヤルハウスＡ102号
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
栃木県小山市城東２丁目13番15号　ベ・ハーゲンハイム城東311号
債務者　髙嶺　雅俊
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３２２号
静岡市葵区足久保口組151番地の112
債務者　水野　真琴
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２号
静岡県焼津市石津2224番地の４
債務者　杉山　道子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１号
静岡市駿河区高松2091番地の２、旧住所東京都品川区北品川４丁目11番８号　はるさめハイツ502
債務者　井口　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３６号
静岡市駿河区東新田４丁目17番１－４Ｆ号
債務者　山本　広子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３号
青森市中佃１丁目６番15号
債務者　蝦名　信之
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
東京都町田市三輪緑山４丁目23番地２ここち野15―201
債務者　寶田　　宏
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８号
栃木県小山市城東２丁目４番５号　ラディッシュハイツ102
債務者　田村　政男
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部